

飯田秀雄御国追放被仰渡書（写）

資料紹介

飯田秀雄自筆 「秀雄四十二歳厄難荒増」

飯田年平自筆 尚徳館関係履歴（文久元年十一月）

凡例

- 一、漢字・仮名とも現在通行の文字を用いる
- 一、虫損・破損は「┐」、判読できなかった箇所は□で示す。
- 一、加筆、削除、訂正等の改編がある部分は原則として改編後の形にしたがうが、「秀雄 四十二歳厄難荒増」の一部分についてはあえて推敲の跡を示すよう努めた。
- 一、編集・印刷の都合により、文字の大小の比率、改行は原本と相違している。

飯田秀雄御国追放被仰渡書(写)

気多郡勝宿

神主

飯田筑前

其方儀先達^而持宮於

勝宿大明神社地歌舞妓為致候^ニ付御取調被

仰付候処右社造宮後高

借^ニ相成家内撫育及難渋、

居宅^并家財着類等まで

売払漸当日を宮候処追々

差詰り社頭奉仕^茂難相勤

外^ニ凌方無之^ニ付内々芸者

呼寄せ躍為致候て飯料之

足^ニ茂可相成と存付山宮村

神主戸板但馬倅伊勢^并

小別所村善蔵と申者方^江

罷越右之趣相咄し世話相頼

候処兩人共致承知伊勢

善蔵儀去年十月三日作州

^江芸者雇^ニ罷越し候得共不思

敷^ニ付夫^{より}兩人共雲州広瀬

^江罷越同所^ニ而座元吉兵衛と

申者^江渡合損益共^ニツ割

^ニして道中費其方賄

候約定^ニ而相雇候処入用銀

無之伊勢儀者致足疼候^ニ付会見

郡日吉津辺^江相残^り善蔵

一人罷歸^り同人^{より}宮方村磯七

中園村清兵衛^江申談銀札

致才覚候由^ニ而都合三貫目

致出来候^ニ付山根村武兵衛と申

もの芸者迎^ニ遣し置小屋

懸等之用意致し候由同月

十五日芸者共罷越し候^ニ付

式村利兵衛^江前^江差置貫

同十七日^{より}歌舞岐相始右

清兵衛武兵衛外^ニ下原村

専左衛門しかめ孫右衛門と申者

相頼木戸錢^并棧敷代

等取集貫興行為致

候処同十八日御郡役人^{より}

差留候^ニ付芸者共者直^ニ

為立去候旨申置何角相考

候得者集銀雜費之十分一^ニも

不相当諸雜費引負余人^江

難義を懸候段難忍左様之

儀不相成儀と者乍存無抛

又々十九日廿日両日興行

為致候段重々恐入候旨

申上候仮令貧窮差逼候

得共取続之致し方も可有

之処御沙汰之儀も乍弁

在町共大勢人寄を致し

剩御郡役人^{より}差留候をも

不取用又候兩日興行為致候段

全体不憚 御上を致し方

重々不屈^ニ付御追放

被 仰付

右天保三年辰十月十九日朝

六ツ半時被 仰渡^{松本喜兵衛談聞セ}

飯田秀雄自筆「秀雄四十二歳厄難荒増」

一天保二年卯春より段々及歎願候得共御年限中御出し方之儀者

一切御止ニ而致し方無之秋ニ至御郡代羽田左門相頼於社地内ニ

稽古相撲興行之儀含貫取懸り候処相撲取上方江引取

居候時節ニ而興行難立必至ニ行詰り無余儀於社地内小供芝居

為致候処御差止差控奉願候処宗旨庄屋原田直平を以伝へ御吟

味被仰付口書別ニ有有体申上候処世話人懸り之者等在方御取調へ

之上小別所善藏宮方礖七山根武兵衛入牢被仰付其外懸り之者「」

閉門或ハ差控慎等郡役迄御咎被仰付御吟味相濟翌年辰十

十九日御用日

月神主寺社御役所江御呼出し御奉行河田十右衛門宅奥之間ニ而去年

御取調之節

御役人松本喜兵衛を以

伝御吟味

差上置之口書之通相違無之哉と御尋ニ付相違無御座由

申上候処御追放被仰付被仰渡即刻駒帰江御払ニ相成候道中
書請持木口造酒蔵へ被成御渡社請持被成御免候○是より裏之倅大蔵へ慎ミ被仰付云々へ続ク

たれ駕籠ニ而大小風呂敷ニ包ミ御渡し御足輕二人被成御付駒帰之坂
「通例ハこも包」駕籠ニ候由

十九日夜ニ入四ッ過也弟子竹尾真寿美付添来

迄御送り被成候戸板但馬倅伊勢善藏同様世話人ニ而去年但馬差控奉願
 有之候所此度宗旨庄屋幣頭を以三郡御追放被仰付候善藏川外払被仰付
 礖七武兵衛所返し其外懸り之者共不殘御免被仰付候事。「倅大蔵慎ミ

被仰付社用請持幣頭原田蔵人江被仰付」翌年巳五月御免
「此被仰渡書ハ花原七郎左衛門より蔵人へ後ニ村送りニ而

以上「是ハ辰十月十九日之事ニ付前文

木口請持御免之続キニ可認事

家督相続被仰付候

一辰閏十一月紀州若山江趣大平翁江入門翌年巳六月二男道藏

足穂若山へ来主鈴年平と改名大平翁へ入門

一里山功德寺之地内江州
多賀社「」僧良盛
庵室ニ止宿

同年九月桐林千代樹広滋来

相後ニ衣川家

同月大平翁被没道師誄言等認本居内通別記有り此節鯁玉集二編彫刻

同三編草稿中ニ而校合手伝午春尾張家つと并ニ桂園一枝等書

入拙按を記ス同五月年平広滋等若山ニ止置播州姫路へ歸ル

惣社上月為彦ニ止宿山崎儒医稲岡秋平ニ被招山崎ニ至ル夫より

家老横井□通等入門

○白岩方ニ而越年

三ヶ月平福佐用山ノ里赤穂等ニ滞留。又姫路ニ歸り町人吉田源子方ニ

止宿未五月年平若山より姫路へ歸り白岩織部方迄送り国江返ス昨年

大祓後々釈書入未秋より広嶺ニ登山同所ニ而越年申春より広嶺山社人中招請谷

田川大宜来滞留

筑後守方ニ滞留姫藩家老河合隼之助万葉集口説頼ニ付度々出席

仁寿山江茂每度被招姫路藩中ハ惣社西城戸駿河方ニ集会歌口説ス

家中廿人計出席

国中入門之者五十人計此中ニ上達之者赤穂柳田喬輔美郷吉田源子稲

岡秋平等也 申十二月御国安堵被仰付戸板伊勢茂同様

天保八年酉正月十日広嶺山江国より迎之人差越し同月末方六年振ニ而

帰国

秀雄四十二歳厄難荒増右之通ニ候事

飯田年平自筆 尚徳館関係履歴（文久元年十一月）

一 私家筋之儀者代々気多郡勝宿社之神職ニ而御座候往古之事一向伝記無御座嘉曆年中ニ盛広と申者相見へ同人より永禄年中大蔵盛秀と申者迄二百四十年計之間世代事蹟相分不申盛秀より当主税迄十四代連綿相続仕候

一 私儀右主税叔父ニ而万延元年三月追々国学之御趣向有之御用向被 仰付候儀も可有之ニ付当時他所出御差留被成候趣被 仰渡同閏三月兼而国学相心得居申趣相聞え候ニ付此度被成御雇候間学校へ罷出志有之面々取立出精可相勤依之為 御心付毎歳銀拾枚宛被遣旨被 仰渡難有仕合ニ奉存候

一 同五月国学方を被 仰付以後於学校講説致し候様被 仰付其後学校北御長屋へ引越候様被 仰付六月七日右御長屋へ引越申候

一 同八月先達而御雇被 仰付置候ニ付格合之儀者町医師之次ニ被 仰付并ニ学校奉行支配被

仰付旨被 仰渡

一 同十二月先達而国学方御雇被 仰付未間も無之候得共此節国学御取立之御趣向有之折柄御用

弁之訳を以学校御用懸より申立之趣も有之ニ付格別ニ

此度国学家業ニ被 召出依之五人扶持被遣御礼席村岡秀造次ニ被 仰付候間猶国学致繁米候様心を尽し出精可相勤旨被 仰出并学校御用懸支配ニ被 仰付毎歳被遣候 御心付銀者被 召上且又追而悴家業心懸次第猶又 可召仕旨被 仰渡難有仕合奉存候

一 当酉二月二日学校へ被為 入初而於御前古事記序御講書申上候

一 同三月初而之 御目見奉願候処被

召出之御礼被為 請候間来ル十二日登

城仕候様被 仰付同日 御目見仕難有仕合奉存候

一 同八月国学局御取立ニ相成候ニ付同所へ出席有志之面々取立候様被 仰付諸事学校奉行并宮原大輔申談可相勤旨被 仰渡

右之通ニ御座候以上

文久元年十一月

〔付記〕

加知弥神社の神主であった飯田秀雄と、その次男年平の伝記資料三点を紹介する。いずれも飯田家の現当主飯田秀興氏の所蔵である。

飯田秀雄は幼名円之助、通称大蔵・樟斎と号した。寛政三年（一七九二）八月、加知弥神社神主の飯田倍秀の次男として生まれ、兄の早世により文化五年（一八〇八）に従五位下筑前守に叙任されて家職を継いだ。国学、和歌をはじめ鳥取来遊中の衣川長秋に学んだが、天保三年（一八三二）和歌山に赴き本居大平に入門し、加納諸平とも親しんだ。天保五年、家督を長男秀仲に譲り、帰国後は神道、国学、和歌等多方面にわたって精力的に活動して、鳥取の文化に大きい影響を与えた。安政六年（一八五九）三月没、享年六十九である。没後、年平や門人小林大茂などにより歌文集『樟斎集』が編纂・刊行された。

飯田年平は幼名足穂、通称七郎、主鈴。石園と号した。秀雄の次男として文政三年（一八二〇）八月に生まれた。天保四年（一八三三）十四歳のときはじめて和歌山に赴き、本居大平・内遠、加納諸平に師事した。父秀雄の意を承けて種々の活動にたずさわるとともに甥の秀仲を後見して加知弥神社の経営にも関与するいっぽう、鳥取藩の藩校尚徳館に国学の部門が設けた際にはその雇いとなつて後進の指導にあたつた。明治維新後は新政府に史官として採用され、主に神祇・式部関係の実務に携わつた。明治十九年（一八八六）六月没、享年六十七であった。著書に『訂正祝詞式』『祝詞式捷徑』など、歌集に『石園集』がある。

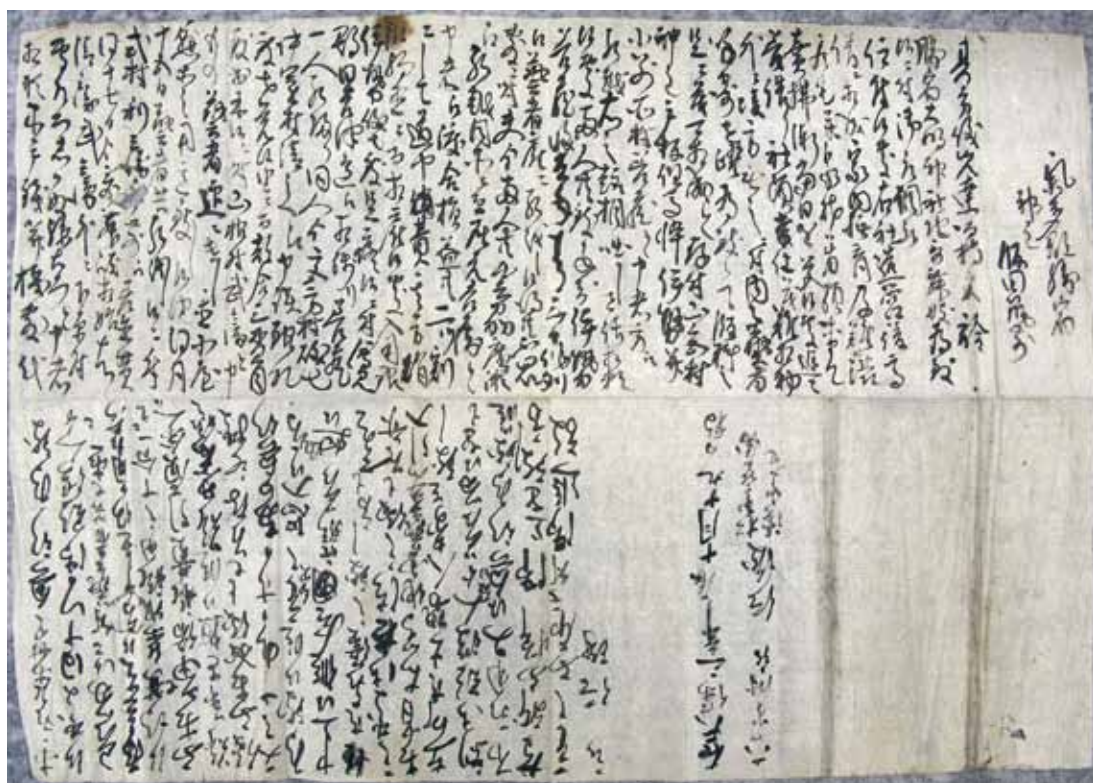
ここに紹介する三点のうち、「飯田秀雄追放申渡書写」（写真①）、「秀雄四十二歳厄難荒増」（写真②③）は、秀雄の和歌山遊学にかかわる資料である。前者は、広げると縦二七・四糎、横四〇・四糎の折紙、筆者は未詳であるが、末尾の「右天保三年辰十月十九日朝」以下は秀雄の筆跡

である。後者の「秀雄四十二歳厄難之荒増」は、願書等の主として寺社役所にかかわる文書を書写した冊子にふくまれている。仮綴一冊、表紙・本文糎紙ともに黄紙で、表紙中央に「御役所向諸日記」、その右に「文政十二年」、左に「丑正月吉日」と直書きされている。縦三一・一糎、横二二・五糎、本文十二丁。文政十二年（一八二九）正月十三日の「大殿の四十の御賀にのみて奉る歌」からはじまり、最後の記事には日付がないが、その直前には「嘉永元年申十二月記」とある。筆者は筆跡から全冊秀雄と推定される。

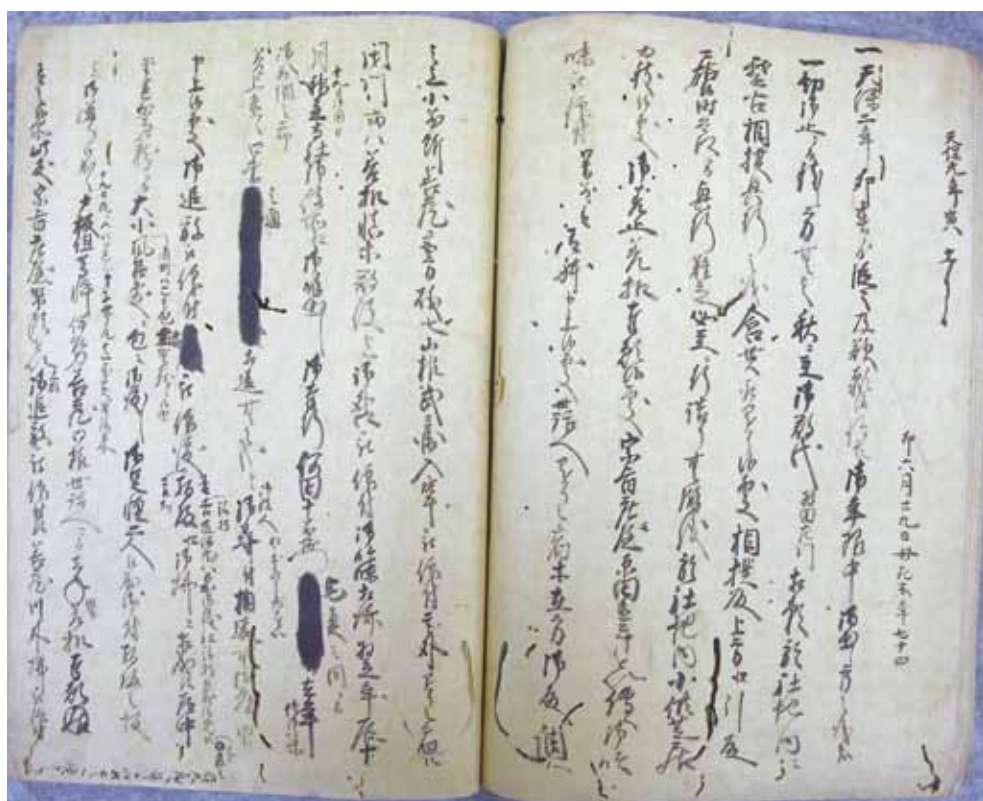
秀雄は前記のように天保三年和歌山に赴き本居大平に入門したのであるが、そこに至る経緯と帰国の年、そしてその間の事跡の大概をこれら二点によって知ることができる。試みに、現在事実として受け入れられているけれどこの資料により誤りと考えざるを得ない事柄を一つあげるなら、天保五年とされている秀雄の帰国は、実は天保八年であつたということがある。天保五年は秀雄が和歌山を出て姫路まで帰った年である。その後の秀雄は、山崎、平福、佐用、山ノ里、赤穂、姫路、広嶺と居を移し、広嶺から因幡に帰国したらしいが、こうした遊歴もまた秀雄の事跡のなかに正当に位置づけられなければならないであろう。

「飯田年平自筆尚徳館関係履歴」（写真④⑤⑥）は年平の履歴書で、縦二七・五糎、横一九・九糎、美濃紙三枚を二つ折りにして重ね、二箇所を紙縫で綴じたものである。筆者は筆跡から年平自身と推定される。第一条が家系に言及している以外はすべて尚徳館の国学部門に關係することからであるところから、当該部門の改組なり年平自身の異動にかかわつて作成されたものではないかと推測されるが、詳しいことはわからない。年平の伝記資料としてだけではなく、鳥取藩、尚徳館における国学の位置づけを推測するためにも有益な資料である。

（田中 仁）



写真①



写真②

